



金 沢 市 公 報

第 2 7 2 1 号 の 2

平成24年(2012年)3月21日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ	監査公表(第4号)	(") 2
監査公表			
監査公表(第3号)	(監査事務局) 1		

監 査 公 表

●金沢市監査公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定により実施した財務事務監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成24年3月21日

金沢市監査委員	篠	田	健
金沢市監査委員	中	島	秀雄
金沢市監査委員	高	村	佳伸
金沢市監査委員	苗	代	明彦

第1 監査の概要

1 監査の対象部局及び実施期間

監 査 の 対 象 部 局 等		実施期間
福 祉 健 康 局	福祉総務課、生活支援課、介護保険課、長寿福祉課、こども福祉課、こども総合相談センター、障害福祉課、福祉指導監査課 健康推進部 健康総務課、医療保険課 保健所 地域保健課	平成23年6月6日 、 平成24年3月9日
出 納 機 関	会計課	
選挙管理委員会		
企 業 局	経営企画部 経営企画課、企業総務課 営業部 お客さまサービス課、営業開発課 建設部 建設課、維持管理課 施設部 ガス課、上水・発電課、水処理課	

2 監査を執行した監査委員

篠田 健、中島秀雄、高村佳伸、苗代明彦

3 監査の範囲

平成23年度における財務に関する事務(ただし、必要と認められた平成22年度以前の事務を含む。)

4 監査の対象項目

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務

- (3) 契約に関する事務
- (4) 財産管理に関する事務
- (5) その他必要と認める項目

5 監査の方法

財務に関する事務が法令等に従って適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

また、監査にあたっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行は、監査した範囲においてはおおむね適正に執行されていると認められたが、一部に次のとおり改善を必要とする事項等があったので、内容を十分把握して適切な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、関係課長に改善を促したので、記述を省略した。

1 収入に関する事務

(1) 未収金管理事務

[改善意見(改善が望まれる事項)]

母子寡婦福祉資金貸付金の償還について、収納率が遞減傾向にあるので、状況に応じて保証人への請求や法的措置を適切に適用するなど徴収体制を強化し、収納率の向上に一層努めることが望まれる。

【福祉総務課】

保育料の収納について、収入未済額が多額となっているので、状況に応じて滞納処分を行うなど徴収体制を強化し、収入未済額の減少に一層努めることが望まれる。

また、保育料等の収納方法については、より効率的・効果的なものとなるよう工夫・改善に取り組むことが望まれる。

【こども福祉課】

(2) 延滞金徴収事務

[指摘事項(改善を必要とする事項)]

生活保護費返還金、介護保険料、老人保護措置費等負担金及び保育料に係る延滞金について、財政状況の厳しい折、負担の公平性を確保する観点からも、徴収体制を強化する必要がある。

【生活支援課、介護保険課、長寿福祉課、こども福祉課】

下水道事業受益者負担金、下水道使用料及び公法上の債権として取り扱っているガス料金に係る延滞金について、財政状況の厳しい折、負担の公平性を確保する観点からも、徴収体制を強化する必要がある。

【建設課、お客さまサービス課】

[改善意見(改善が望まれる事項)]

国民健康保険料に係る延滞金の徴収について、財政状況の厳しい折、負担の公平性を確保する観点からも、一層強化することが望まれる。

【医療保険課】

(3) 減免事務

[改善意見(改善が望まれる事項)]

国民健康保険料の減免については、条例では限定的に規定しているが、実務は要綱により現実的な運用を行っているので、条例と要綱の整合性を図り、市民に分かりやすいものとするのが望まれる。

【医療保険課】

(4) 債権管理事務

[改善意見(改善が望まれる事項)]

水道料金については、私法上の債権とされていることから、債権管理のあり方を見直すことが望まれる。

【お客さまサービス課】

●金沢市監査公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定により実施した行政監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成24年3月21日

金沢市監査委員	篠	田		健
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	高	村	佳	伸
金沢市監査委員	苗	代	明	彦

第1 監査の概要

1 監査のテーマ及び選定理由

(1) 監査のテーマ

「公用車の管理について」

(2) テーマの選定理由

本市では広大な市域を有し、行政事務を迅速かつ効率的に行うため、各課、各施設において公用車を保有し管理運用している。公用車は、事務執行のうえで、必要不可欠なものとなっているが、厳しい財政運営を迫られている状況にあって取得費や修繕費、燃料費等維持管理費に多額の経費を要することから保有台数は必要最小限の範囲とし、効果的・効率的な利用が求められているところである。

そこで、公用車の保有、管理運用の実態を把握するとともに、公用車が適正に配備されているか、有効に活用されているか、管理方法は適切か、環境や経済性に配慮されているかなどについて監査を実施し、公用車の適切な管理と活用に資するものである。

2 監査の対象

(1) 監査の対象課

総務課、行政経営課

(2) 監査の対象車両

平成23年4月1日に金沢市が管理していた公用自動車（消防自動車、救急用自動車、大型特殊自動車及び二輪車を除く。）

3 監査の期間

平成23年6月6日から平成24年3月9日まで

4 監査の方法

公用車の管理が適切に行われているかを主眼において、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、書面調査及び関係職員から説明聴取を行った。

また、公用車の稼働状況等については、所管の課から調査資料の提出を求め、書面調査及び実地調査を行った。

5 監査の着眼点

- (1) 公用車は効率的に運用されているか。
- (2) 環境対策に対する取り組みは行われているか。
- (3) 公用車は適切に維持管理されているか。
- (4) 車両の点検及び整備は適切になされているか。
- (5) 安全運行対策は十分にされているか。

6 監査を執行した監査委員

篠田 健、中島秀雄、高村佳伸、苗代明彦

第2 監査の結果

監査の対象とした公用車の管理については、おおむね適切に行われていると認められた。

なお、公用車の管理状況及び改善意見は、以下のとおりである。

1 はじめに

本市では、各課で購入等により取得した公用車は、備品として管理され、事務決裁規則に基づき所管課長や出先機関の長等が車両の運行計画を決定している。

総務課では、企業局で管理する車両を除く公用車に対して、財務規則に基づき保険加入手続を行っているが、公用車を全庁的に一括で管理する所管課がない状況となっている。

また、庁内LANの施設予約カレンダーを活用し、公用車を保有していない課が共有車として使用できるシステムを稼働させ利用促進を図っている。

2 保有状況について

(1) 車種別、保有形態別等の保有状況

ア 車種別、保有形態別の保有状況

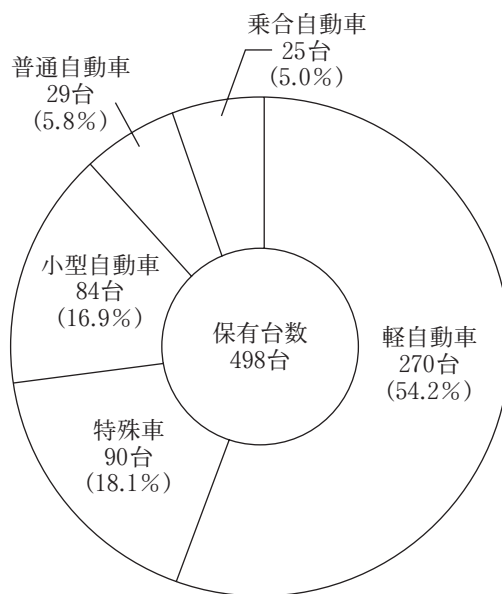
(単位：台・%)

車 種	保有形態			合計	構成比
	購入	リース	寄附		
普通自動車	29	-	-	29	5.8
小型自動車	81	2	1	84	16.9
軽自動車	193	75	2	270	54.2
特殊車	89	-	1	90	18.1
乗合自動車	24	-	1	25	5.0
合 計	416	77	5	498	100.0
構 成 比	83.5	15.5	1.0	100.0	

道路運送車両法施行規則による区分

普通自動車：排気量、長さ、幅、高さが小型より大きいもの
 小型自動車：排気量2,000cc以下、長さ4.7m以下、幅1.70m以下、高さ2.0m以下
 軽自動車：排気量660cc以下、長さ3.4m以下、幅1.48m以下、高さ2.0m以下
 特殊車：特殊な構造を有する車両、(清掃車、除雪作業用車両など)
 乗合自動車：普通自動車で乗車定員11名以上、(ふらっとバス、スクールバスなど)

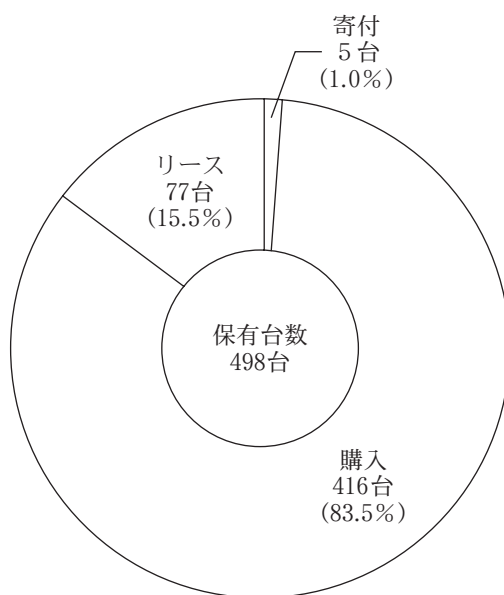
車種別保有台数の構成は、次のとおりである。



車種別の状況を見ると、軽自動車が270台 (54.2%) を占めており、次いで特殊車90台 (18.1%)、小型自動車84台 (16.9%)、普通自動車29台 (5.8%)、乗合自動車25台 (5.0%) となっている。

特殊車90台のうち65台は、ごみ収集業務に使用する塵芥車である。

保有形態別の構成は、次のとおりである。

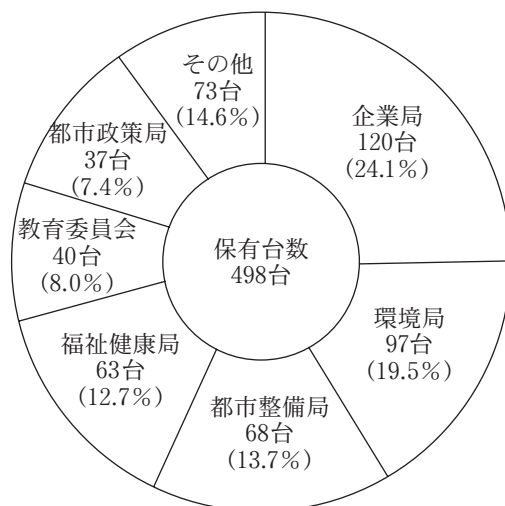


保有形態別では、購入が416台 (83.5%)、リース77台 (15.5%)、寄附5台 (1.0%) となっている。リース車77台のうち70台は、企業局の保有である。

イ 局別の保有状況

(単位：台・%)

局名 \ 車種	普通自動車	小型自動車	軽自動車	特殊車	乗合自動車	合計	構成比
市長公室	2	1	1	-	-	4	0.8
都市政策局	1	7	14	-	15	37	7.4
総務局	-	2	7	-	-	9	1.8
産業局	1	6	16	-	-	23	4.6
市民局	-	8	12	1	-	21	4.2
福祉健康局	1	9	48	5	-	63	12.7
環境局	2	17	13	65	-	97	19.5
都市整備局	13	7	35	13	-	68	13.7
市立病院	-	1	-	-	-	1	0.2
農業委員会事務局	-	1	-	-	-	1	0.2
教育委員会	2	15	13	2	8	40	8.0
議会事務局	2	-	-	-	1	3	0.6
消防局	1	2	6	1	1	11	2.2
企業局	4	8	105	3	-	120	24.1
合計	29	84	270	90	25	498	100.0



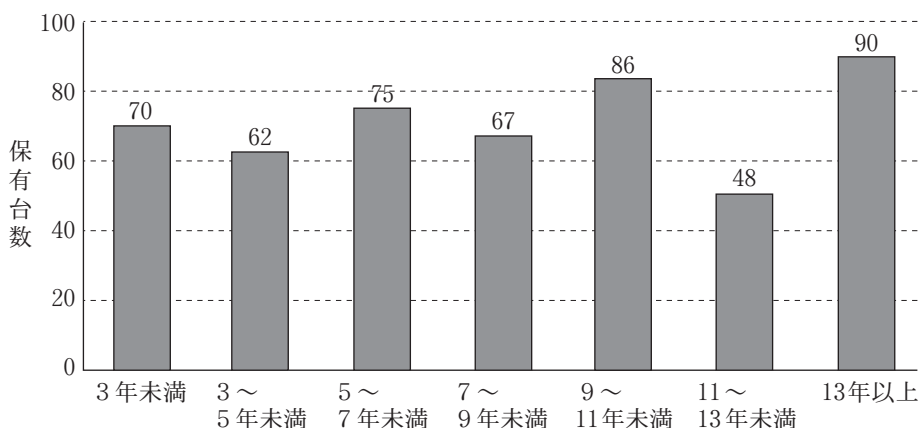
局別の保有状況を見ると、企業局が120台（24.1%）で最も多く、環境局97台（19.5%）、都市整備局68台（13.7%）、福祉健康局63台（12.7%）、教育委員会40台（8.0%）、都市政策局37台（7.4%）となっており、これら合計425台で、全体の85.4%を占めている。

(2) 経過年数別、走行距離別の保有状況

ア 経過年数別の保有状況

(単位：台・%)

経過年数	3年未満	3～5年未満	5～7年未満	7～9年未満	9～11年未満	11～13年未満	13年以上	合計
普通自動車	2	-	3	3	10	6	5	29
小型自動車	4	12	10	9	10	11	28	84
軽自動車	41	33	29	35	59	25	48	270
特殊車	15	15	31	15	6	3	5	90
乗合自動車	8	2	2	5	1	3	4	25
合計	70	62	75	67	86	48	90	498
構成比	14.1	12.4	15.1	13.5	17.3	9.6	18.0	100.0



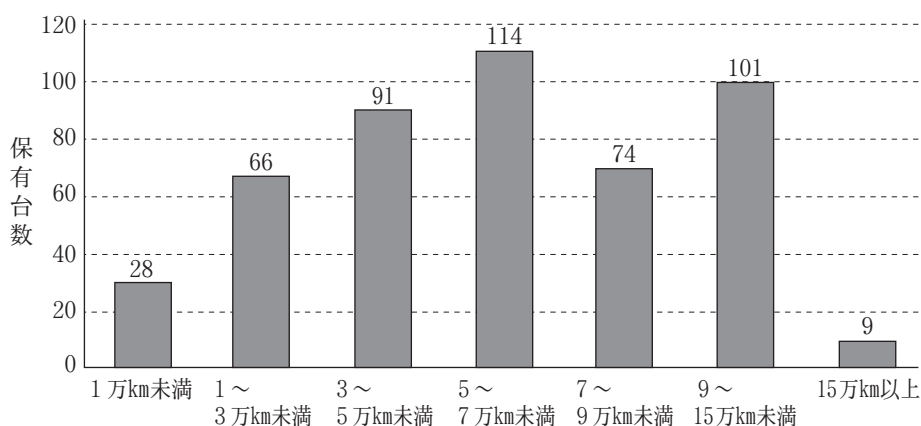
保有する車両の取得後からの経過年数をみると、3年未満70台（14.1%）、3～5年未満62台（12.4%）、5～7年未満75台（15.1%）、7～9年未満67台（13.5%）、9～11年未満86台（17.3%）となっており、それぞれの経過年数の区分によって大幅な増減が見られず、計画的な更新が実施されてきていることがうかがえる。しかしながら11年以上経過している車両が138台（27.6%）となっている。

イ 走行距離別の保有状況

(単位：台・%)

走行距離 車種	1万km 未 満	1～3万 km 未 満	3～5万 km 未 満	5～7万 km 未 満	7～9万 km 未 満	9～15万 km 未 満	15万km 以 上	合 計
普通自動車	-	7	5	4	4	8	1	29
小型自動車	-	6	14	24	16	23	1	84
軽自動車	21	45	65	71	41	26	1	270
特殊車	6	8	7	11	12	42	4	90
乗合自動車	1	-	-	4	1	2	2	10
合 計	28	66	91	114	74	101	9	483
構 成 比	5.8	13.7	18.8	23.6	15.3	20.9	1.9	100.0

(注) ふらっとバス (15台) 除く。



保有する車両の走行距離をみると、5～7万キロ未満の車両が114台 (23.6%) と最も多く、次いで9万キロを超え走行距離が長くなっている車両が110台 (22.8%) となっている。

ウ 経過年数別、走行距離別の保有状況

(単位：台・%)

走行距離 経過年数	1万km 未 満	1～3万 km 未 満	3～5万 km 未 満	5～7万 km 未 満	7～9万 km 未 満	9～15万 km 未 満	15万km 以 上	合 計
3年未満	19	24	3	1	-	-	-	47
3～5年未満	1	19	17	7	1	-	-	45
5～7年未満	-	8	22	10	1	1	-	42
7～9年未満	-	1	14	21	4	6	1	47
9～11年未満	1	1	13	31	18	14	1	79
11～13年未満	-	1	5	13	13	10	-	42
13年以上	-	4	10	16	24	26	1	81
合 計	21	58	84	99	61	57	3	383
構 成 比	5.5	15.1	21.9	25.9	15.9	14.9	0.8	100.0

(注) 特殊車 (90台)、乗合自動車 (25台) 除く。

保有する車両を経過年数別、走行距離別にみると、経過年数が車両更新基準に達しているものの、走行距離が基準に達していない車両 (上表の網掛け部分) が49台 (12.8%) となっている。

なお、23年度に車両更新基準を満たしている車両は43台で、内訳は、普通自動車2台、小型自動車14台、軽自動車27台となっている。

車両更新基準 (平成23年度予算要求時、車検を迎えるもの)
 軽自動車 経過年数8年以上、走行距離7万キロ以上

ダンプ 経過年数8年以上、走行距離9万キロ以上
 トラック 経過年数9年以上、走行距離9万キロ以上
 その他のバン等 経過年数10年以上、走行距離9万キロ以上

(3) 低公害車の保有状況

(単位：台・%)

車 種	保有台数				合計
		天然ガス車	ハイブリッド車	電気自動車	
普通自動車	29	1	-	-	1
小型自動車	84	2	3	-	5
軽自動車	270	107	-	1	108
特殊車	90	12	-	-	12
乗合自動車	25	4	-	-	4
合 計	498	126	3	1	130
構 成 比		25.3	0.6	0.2	26.1

天然ガス車等の低公害車の保有台数は130台で、公用車全体に占める割合は26.1%となっている。その内訳は、天然ガス車126台（構成比25.3%）、ハイブリッド車3台（同0.6%）、電気自動車1台（同0.2%）となっている。

なお、23年度においても、車両更新の際、電気自動車2台を導入しており、充電施設の充実も図りながら低排出ガスへの取り組みを進めている。

(4) まとめ

ア 保有形態の見直し

公用車の保有形態については、現在8割以上が購入となっているが、一部にはリース車が導入されており、他の地方公共団体でもリース車の導入事例がみられる。今後の公用車の保有形態については、環境面にも配慮しつつ、目的や用途に応じた様々な保有形態を比較検討されたい。

イ 計画的な車両更新

経年による老朽化が進んでいる車両については、厳しい財政状況の中ではあるが、事故等を未然に防止し、安全に業務を遂行するためにも車両の状態を検証のうえ、計画的な車両更新を行うことが望まれる。

3 使用状況について

(1) 車種別稼働率の状況

(単位：台・%)

車種	稼働率					合計	平均稼働率
	20%未満	20～40%未満	40～60%未満	60～80%未満	80%以上		
普通自動車	5	4	1	6	13	29	65.0
小型自動車	3	1	6	25	49	84	79.4
軽自動車	3	9	30	57	160	259	79.8
合 計	11	14	37	88	222	372	78.6
構 成 比	2.9	3.8	9.9	23.7	59.7	100.0	

$$1 \text{ 稼働率} = \frac{\text{運行日数}}{\text{開庁日数}} \times 100$$

2 22年度の開庁日数は243日である。

(注) 特殊車(90台)、乗合自動車(25台)、22年度軽自動車新規取得車(11台)除く。

公用車の平均稼働率は78.6%で、車種別の内訳をみると、軽自動車79.8%、小型自動車79.4%、普通自動車65.0%となっている。

(2) 車種別回転数の状況

(単位：台・回)

車種	回転数						合 計	平 均 回転数
	0.5未満	0.5～1.0 未 満	1.0～1.5 未 満	1.5～2.0 未 満	2.0～2.5 未 満	2.5以上		
普通自動車	8	10	8	2	1	-	29	0.8
小型自動車	4	19	39	17	3	2	84	1.2
軽自動車	12	83	80	65	17	2	259	1.2
合 計	24	112	127	84	21	4	372	1.2
構 成 比	6.5	30.1	34.1	22.6	5.6	1.1	100.0	

$$1 \text{ 回転数} = \frac{\text{運行回数}}{\text{開庁日数}} \times 100$$

2 22年度の開庁日数は243日である。

(注) 特殊車 (90台)、乗合自動車 (25台)、22年度軽自動車新規取得車 (11台) 除く。

1日当たりの運転回数を示す平均回転数は、小型自動車や軽自動車が1.2回で、普通自動車では0.8回となっている。

(3) 経過年数別、稼働率の状況

(単位：台・%)

車種	稼働率					合 計	平 均 稼働率
	20%未満	20～40 %未満	40～60 %未満	60～80 %未満	80%以上		
3 年 未 満	-	-	3	6	27	36	88.5
3～5年未満	-	-	2	3	40	45	91.8
5～7年未満	-	1	1	8	32	42	85.6
7～9年未満	-	3	4	17	23	47	77.4
9～11年未満	1	1	15	23	39	79	76.1
11～13年未満	2	2	4	9	25	42	76.1
13 年 以 上	8	7	8	22	36	81	68.3
合 計	11	14	37	88	222	372	78.6

(注) 特殊車 (90台)、乗合自動車 (25台)、22年度軽自動車新規取得車 (11台) 除く。

稼働率を経過年数別にみると、3～5年未満が91.8%と最も高く、経過年数が多くなるに従って平均稼働率は減少している。

(4) 共有車の状況

台 数	平均稼働率	平均回転数
27台	82.7%	1.3回

局内等に限定し共有している車両を除く。

本庁舎における共有車は27台で、稼働率は82.7%となっており、1日当たりの運転回数は1.3回となっている。しかしながら、23年12月現在において、常時自課で使用するよう長期に予約済みとなっているものが11台あり、公用車を保有していない課が予約可能な共有車の台数は実質的に16台となっている。

(5) 稼働率の低い車両

本庁舎を保管場所とする車両で共有車やごみ回収パトロールなど特定用途の車両を除いたもののうち、平均稼働率に達していない車両は次のとおりである。

(単位：年・%)

局 名	車 名	経過年数	稼働率
福祉健康局	スズキ エブリイ	2	59.7
福祉健康局	スバル レガシー	13	66.3
環境局	トヨタ プリウス	12	68.7
環境局	スバル サンバー	13	71.6
都市整備局	スバル ステーションワゴン	12	72.4
産業局	スバル サンバー	8	74.9
都市政策局	ニッサン ADバン	15	76.5
市長公室	ダイハツ ハイゼットカーゴ	10	77.0

(6) 行政改革実施計画に基づく公用車の見直し

行政改革推進本部により策定された「金沢市行政改革実施計画」(集中改革プラン)のなかで事務事業の見直しを行うこととしており、その項目の一つとして、行政経営課では、公用車の効率的な利用を図るため、22年度に稼働実態を調査している。調査結果に基づき、稼働率が低い車両については、車両の所管課に対して廃車(1台)や専有車を共有車(3台)にするよう指導を行っている。

また、23年度においても、引き続き効率的な利用促進のため、稼働状況を把握する実態調査を実施している。

(7) まとめ

ア 公用車の有効利用

各課で専有し使用している車両のうち稼働率の低い車両については予約可能な共有車両に転換するなど、一層効率的な活用が図られるよう望まれる。

イ 公用車管理のあり方

稼働率の状況などをみると、まだ効率的な配車に工夫の余地があることから、公用車の計画的な利用や相互利用をより主導的に行うため、本庁舎における共有車を集中管理することも視野に入れ、将来に向けて公用車管理のあり方を検討されたい。

4 管理状況について

(1) 保管場所の状況

(単位：台)

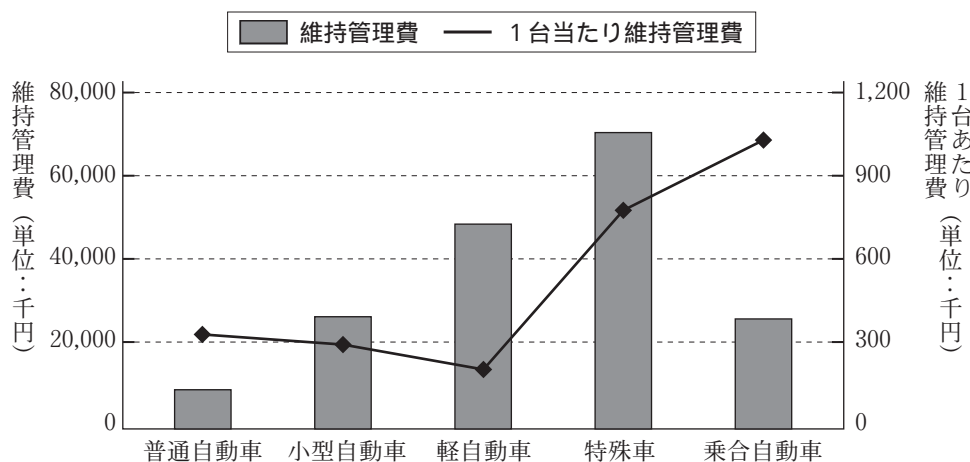
車 種	本庁舎分		企業局庁舎分		民有地 借 上	合 計
	本庁舎	本庁舎以外	局庁舎	局庁舎以外		
普通自動車	7	18	2	2	-	29
小型自動車	34	42	4	4	-	84
軽自動車	77	87	84	22	-	270
特殊車	5	82	-	3	-	90
乗合自動車	1	24	-	-	-	25
合 計	124	253	90	31	-	498

本庁舎を保管場所とする車両は124台であり、福祉健康センターなど本庁舎以外を保管場所とする車両は253台、企業局庁舎は90台、城北水質管理センターや港エネルギーセンター等には31台が保管されている。なお、民有地を借り上げている借用駐車場はない。

(2) 年間維持管理費の状況

(単位：千円)

車種	保有台数	燃料費	修繕費	車検料	車両借上料	保険料等	その他経費	合計	1台あたり維持管理費
普通自動車	29	3,685	1,233	3,085	-	1,932	31	9,966	344
小型自動車	84	9,851	2,581	6,051	1,128	3,559	307	23,477	279
軽自動車	270	15,671	4,608	6,649	13,744	6,473	499	47,644	176
特殊車	90	33,037	13,018	15,223	-	7,604	52	68,934	766
乗合自動車	25	191	12,736	10,631	-	1,467	-	25,025	1,001
合計	498	62,435	34,176	41,639	14,872	21,035	889	175,046	351



ア 燃料費

公用車498台中電気自動車1台を除く497台（内訳：ガソリン車251台、軽油車117台、天然ガス車126台、ハイブリッド車3台）の燃料費は、合計で6,243万5千円で、1台あたり12万6千円となっている。

イ 修繕費

車検、点検に伴う修理及び不具合箇所の修理などの費用は、合計で3,417万6千円で、1台あたり6万9千円となっている。

ウ 車検料

22年度中に車検整備の時期が到来した公用車は279台であり、費用は4,163万9千円となっている。

エ 車両借上料

リース車両77台における車両借上料は、1,487万2千円で、1台あたり19万3千円となっている。

オ 保険料等

保険料等は自賠責保険料、任意保険料、重量税である。

【自賠責保険料】

22年度中に新規取得や車検整備の際に加入する自動車損害賠償責任保険料は279台分、570万6千円となっている。

【任意保険料】

公用車に生じる偶発的な事故による損害を補てんするため、社団法人全国市有物件災害共済会の任意保険に加入しており、全498台分の任意保険料合計額は939万4千円となっている。

【重量税】

自動車及び軽自動車に対して課されている国税であり、車検等の際に納付するものである。税率は自動車の区分、重量に応じて定められている。

22年度中に新規取得や車検期間が満了し車検を受けた292台の重量税納付額は593万5千円となっている。

カ その他経費

オイル交換、ワイパー、電球、バッテリー液などの自動車関係消耗品であり、合計で88万9千円となっている。

キ 1台当たりの維持管理費

1台当たりの維持管理費は平均35万1千円となっており、ふらっとバス等の乗合自動車100万1千円が最も多く、次に塵芥車等の特殊車76万6千円が多くなっている。一方、軽自動車は17万6千円と少なくなっている。

(3) 燃費の状況

(単位：台・ℓ・km/ℓ)

車 種	対象台数	平均月間給油量	燃 費
普通自動車	28	91.7	7.6
小型自動車	79	78.0	8.0
軽自動車	161	50.5	10.4
特殊車	77	295.5	4.0
乗合自動車	3	125.8	4.7
合 計	348	114.9	6.1

(注) ふらっとバス(15台)、スクールバス(7台)、22年度新規取得車(16台)、天然ガス車、ハイブリッド車、電気自動車除く。

公用車の燃費(給油1リットル当たりの走行距離)は6.1kmで、車種別では、軽自動車10.4kmで最も良く、次いで小型自動車8.0km、普通自動車7.6kmであり、乗合自動車(4.7km)や特殊車(4.0km)の燃費が悪くなっている。

(4) 定期点検整備の状況

定期点検整備は道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第48条第1項に基づき実施が義務付けられているが、前回平成10年度行政監査で指摘した時と状況が変わっておらず、車検時以外の定期点検整備は清掃車両79台、消防局の公用車10台などを除き実施されていなかった。

また、国土交通省北陸信越運輸局石川運輸支局から本市あてに定期点検整備の実施の徹底を図るよう通知があり、総務課では23年9月27日付けで各課に直ちに実施するよう通知している。

(5) 安全運転管理者、整備管理者の選任状況

(単位：人)

局 名	安全運転管理者		副安全運転管理者		整備管理者	
	選任義務	人 数	選任義務	人 数	選任義務	人 数
総 務 局	1	1	-	-	-	-
産 業 局	1	1	-	-	-	-
福 祉 健 康 局	7	7	-	-	-	-
環 境 局	3	3	2	2	-	-
都 市 整 備 局	4	4	1	1	1	1
教 育 委 員 会	3	3	-	-	-	-
議 会 事 務 局	1	1	-	-	-	-
消 防 局	4	4	-	-	1	1
企 業 局	4	4	5	5	12	12
合 計	28	28	8	8	14	14

道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の3によると、使用の本拠ごとに乗車定員11人以上の自動車にあっては1台、その他の自動車にあっては5台以上を管理する場合は安全運転管理者を選任しなければならないとされている。安全運転管理者は、運転者に対して交通安全教育、その他安全な運転に必要な業務を行わなければならないと規定されている。

また、道路運送車両法第50条第1項では、乗車定員30人以上の自動車が1台以上など一定の要件に該当する場合、整備管理者を選任しなければならないとされている。

本市の事務決裁規則では所管の公用車の運行計画の決定は所管課長又は出先機関の長等となっていることから、原則、所管課又は出先機関で安全運転管理者や整備管理者を選任している。

(6) 交通事故の発生状況

(単位：件)

区 分	22年度	21年度	増 減
本市加害	5	4	1
本市被害	6	3	3
双方過失	9	9	0
自損事故	13	8	5
計	33	24	9

交通事故の発生件数は、22年度は33件と前年度に比べ9件増加している。

(7) 整備状況の実地調査

本庁舎を保管場所とする124台のうち無作為に抽出した26台を実地調査した。

安全運転に直結するタイヤ、灯火装置及び方向指示器、ウインド・ウォッシャー及びワイパーを点検項目として調査したところ、タイヤの摩耗が進んでいる例や年間を通じてスタッドレスタイヤを装着しているものが見受けられた。

(8) まとめ

ア 定期点検整備の実施

10年度の行政監査で指摘したにもかかわらず、未だに定期点検整備がほとんど実施されていない状況が続いている。率先して法令を遵守すべき立場にあることを踏まえ、適切な整備が実施されるよう継続的に指導されるとともに、点検時期情報の一括管理など定期点検整備の徹底に向けた仕組みづくりに取り組まれない。

イ 安全運転管理者、整備管理者の選任等

法令上、一定の要件に該当する場合、安全運転管理者や整備管理者を選任しなければならないとされていることから、適切に選任するよう指導されたい。また、安全運転管理者等がその責務を確実に遂行するよう指導を徹底されたい。

ウ 事故防止対策

実地調査において、タイヤの摩耗が進んでいる例などが見受けられたが、車両の整備不良による事故が発生した場合、管理責任が問われることから、所管課長等に対し日頃の車両管理や点検整備など徹底した安全運行管理について指導を行い、事故防止に努められたい。

5 まとめ (改善意見)

公用車の維持管理費については22年度で1億7,500万円余と多額の経費を要しており、車両の保有は必要最小限にとどめなければならない。また、その使用については事故防止、安全運転の観点から、常に適切な運行管理を行う必要がある。

今回の監査では、経年により老朽化が進んでいる車両や、特定用途のものを除く専有車の一部で稼働率の低い車両が見受けられた。また、一部の車両を除き法令上義務づけられている定期点検整備が未実施であったり、実地調査において、タイヤの摩耗が進んでいる例などが見受けられた。

今後は、全庁的な視点で公用車全体を把握した上で、その管理のあり方や保有形態の見直しを検討されるとともに、管理状況や稼働状況などを勘案しつつ、共有車への転換や車両の状態を検証のうえ車両更新を行うなど、より一層の効率的な運用と適切な管理に努められたい。

また、安全運行管理が適切に行われるよう、安全運転管理者等に対しその職責を十分認識させるとともに、日頃の車両管理や点検整備に万全を期すよう指導を徹底されたい。

なお、公用車のあり方について、目的や用途に応じた様々な保有・利用形態の比較検討や民間委託を含めた管理のあり方を研究されたい。

平成24年(2012年)3月21日 印刷
平成24年(2012年)3月21日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄